

国指定サロベツ鳥獣保護区
指定計画書（案）

平成 23 年 月 日

環境省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定サロベツ鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

北海道道 444 号稚咲内豊富停車場線と利尻礼文サロベツ国立公園（平成 15 年 8 月 20 日付け環境省告示第 80 号）の第 1 種特別地域と第 3 種特別地域との境界線の交点を起点とし、同所から、同国立公園第 2 種特別地域境界に沿って北進し 10375 番地と 10376 番地の境界の交点に至り、同所から 10376 番地との境界線に沿って北進し、10376 番地と 9894 番地との境界の交点に至り、この点から同国立公園第 2 種特別地域境界に沿って南進し同国立公園第 2 種特別地域と同国立公園第 3 種特別地域の交点に至り、この点から同国立公園第 3 種特別地域境界に沿って東進し、同国立公園第 3 種特別地域と町道サロベツ 15 支線との交点に至り、この点より同国立公園第 3 種特別地域の境界に沿って南進し、10643 番地と 7659-2 番地の交点と同国立公園第 3 種特別地域との交点に至り、この点から、同国立公園第 3 種特別地域の境界に沿って東進し、同国立公園第 3 種特別地域境界と天塩郡豊富町 7073 - 1 番地（含まず）と 10042-2 番地の境界の延長と道路界との交点に至り、この点から同国立公園第 3 種特別地域境界に沿って南進し、同国立公園第 3 種特別地域境界と下エベコロベツ川との交点に至り、この点から、同川に沿って南西に進み天塩郡豊富町字上サロベツ 7067-5 番地の境界線との交点に至り、この点から同番地、9154 番地および 7068-6 番地の境界線を東進し同国立公園第 3 種特別地域の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南に進み天塩郡幌延町字下沼 830 - 1 番地と 830-65 番地との境界線との交点に至り、この点から同 830 - 1 番地と 830-65 番地から 830-51 番地までの境界線を順次進み同国立公園第 1 種特別地域の境界線との交点に至り、この点から同第 1 種特別地域の境界線に沿って東進し、同国立公園第 3 種特別地域の境界線との交点に至り、この点から同第 3 種特別地域の境界線に沿って東進し再び同国立公園第 1 種特別地域の境界線との交点に至り、この点から同第 1 種特別地域の境界線に沿って南進し、天塩郡幌延町字下沼 921 番地と 1176 番地の境界線との交点に至り、この点から同境界線に沿って南に進み 1174 番地（長沼）と 921 番地の境界線との交点に至り、この点から同境界線及び 1174 番地と 859 - 1 番地との境界線に沿って南進し道道 972 号浜里下沼線との交点に至り、この点から同道道を西進しサロベツ川との交点に至り、この点から同川に沿って北進し、下エベコロベツ・サロベツ川合流点の 370m 上流（左岸）から南北に引いた直線と河川（左岸）との交点に至り、同所から直線を北進し、豊富町と幌延町の境界との交点に至り、この点から同境界に沿って南西に進み同国立公園第 3 種特別地域の境界とサロベツ川との交点に至り、この点から同川に沿って北に進み同川と同国立公園第 3 種特別地域との交点に至り、この点から道道 444 号稚咲内豊富停車場線

に沿って東進し起点に至る線に囲まれた区域一円。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 23 年 10 月 1 日から平成 43 年 9 月 30 日まで (20 年間)

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、利尻礼文サロベツ国立公園の南端部を占め、豊富町の市街地から西方に約 4km の地点に位置する。当該区域には、泥炭地であるサロベツ原野が広がり、その中心部の 2,560ha は日本最大級の高層湿原をはじめとする多様な湿性植生と大小様々な湖沼が存在する。文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）により天然記念物に指定され環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧 II 類に掲載されているヒシクイ等の飛来地として平成 17 年にラムサール条約湿地に登録された。

サロベツ原野は、草原的生息環境が広大であることから、北海道で観察できる陸水性鳥類の大部分が生息しており、特に、ペンケ沼、パンケ沼は、天然記念物で環境省が作成したレッドリストで準絶滅危惧に掲載されているマガン、ヒシクイ等のガン・カモ類などの渡り鳥の中継地として重要となっている。また、環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧 IB 類に掲載されているチュウヒや同絶滅危惧 IA 類に掲載されているシマアオジ等の繁殖地も存在する。

このような中、鳥獣保護区北東端に隣接する高層湿原域では、近年泥炭採掘が終了したことで、跡地である開水面がヒシクイ等の寄留地となっていることが明らかになった。また、鳥獣保護区北端や西端に隣接する湿地や樹林帯は、既存の鳥獣保護区から連続した環境となっており、ヒシクイなどのガン類や、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種かつ天然記念物に指定され環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧 IB 類に掲載されているオジロワシの営巣が確認されている。さらに、近年の調査においては、国内希少野生動植物種かつ国指定特別天然記念物であり環境省が作成したレッドリストにおける絶滅危惧 II 類であるタンチョウが、鳥獣保護区周辺を利用していることも明らかになっている。

以上のように、既存の鳥獣保護区の区域外も鳥類の連続した生息地となっており、上記の区域についても鳥獣の保護を行う必要があることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区の拡大を行う。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 3) エゾジカによる食害等については、北海道のエゾシカ保護管理計画に即して、個体数調整、モニタリングと予防策の実施、森林生態系への悪影響の防止を進めていく。
- 4) 周辺及び保護区域内でアライグマ等の外来生物が確認されていることから、外来生物の生息状況の把握とともに、対策の検討を進めていく。

3 区域拡大後の国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 3,739ha (2,560ha)

内訳

ア 形態別内訳

林野	27ha	(2ha)
農耕地	2ha	(- ha)
水面	534ha	(534ha)
その他	3,176ha	(2,024ha)

イ 所有者別内訳

国有地 2,565ha (1,421ha)

{ 国有林	{ 林野庁所管	- ha (- ha)	{ 制限林	- ha (- ha)	{ 保安林	- ha (- ha)
		- ha (- ha)		{ 普通林		- ha (- ha)
	- ha (- ha)	- ha (- ha)	- ha (- ha)			
{ 国有林以外の国有地	{	環境省所管	1,394ha	(1,281ha)		
		財務省所管	1,171ha	(140ha)		
{ 地方公共団体有地	{	道有地	20ha	(20ha)		
		町有地	1,144ha	(1,119ha)		

私有地等	10ha	(- ha)
公有水面	- ha	(- ha)

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	- ha	自然環境保全地域特別地区	- ha	(- ha)
	(- ha)	自然環境保全地域普通地区	- ha	(- ha)
自然公園法による地域	3,739 ha	特別保護地区	2,266ha	(1,970ha)
	(2,560ha)			
名称（利尻礼文サロベツ国立公園）		特別地域	1,473ha	(590ha)
		普通地域	- ha	(- ha)
文化財保護法による地域			- ha	(- ha)
ラムサール条約登録湿地			2,560ha	(2,560ha)
名称（サロベツ原野）				

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は北海道北西部、豊富町市街地から西方に約 4km の利尻礼文サロベツ国立公園内に位置し、豊富町から幌延町にまたがるサロベツ湿原の大部分を占めている。道道 444 号稚咲内豊富停車場線を挟んで南北に湿原が広がり、南東側には平成 14 年に泥炭採掘が終了した採掘跡地が広がっている。北側の湿原や樹林帯と採掘跡地は、平成 15 年に利尻礼文サロベツ国立公園に編入された区域である。

イ 地形、地質等

サロベツ湿原は海岸河口部に形成された広大な泥炭地で、平地における日本最大の高層湿原をもつ湿原である。天塩川とその支流サロベツ川の下流域に、植物の残遺体が 4,000～6,000 年の歳月をかけて堆積し形成された泥炭の上に湿原植生が広がっている。湿原の起源は日本海に面した沿岸部の砂丘帯と宗谷丘陵に囲まれた潟湖（古サロベツ湖）にあるとされ、これに流入する古天塩川とその支流の相互作用を受けた三角州性低地で、低地部に泥炭が堆積して形成された泥炭湿原である。湿原部は、中央部付近に洪積台地がある他は標高 3～7 m の平坦な地形が広がり、サロベツ川、上エベコロベツ川、下エベコロベツ川などの河川が蛇行し、ペンケ沼、パンケ沼などの湖沼が散在する典型的な低湿地帯の形態が保持されている。

ウ 植物相の概要

当該区域は西側の南北に走る砂丘で日本海と隔てられ、ミズゴケ、ツルコケモモ等が生育する高層湿原を核として、それを取り巻くようにヌマガヤ、エゾカンゾウ、ワタスゲ等の生育する中間湿原、あるいはチマキザサ群落が分布する。河川の氾濫原や湖沼の水辺などにはヨシ、イワノガリヤス、ムジナスゲ等が優占する低層湿原、さらに周辺にハンノキ等の湿地林が見られる。地下水位の低下に伴うと考えられるササの分布拡大が懸念されている。

エ 動物相の概要

エゾユキウサギ、キタキツネ、エゾジカ等北海道に広く分布する動物に加え、世界最小の哺乳類のひとつである環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に掲載されているトウキョウトガリネズミや、主に宗谷海峡以北に生息するコモチカナヘビが見られる。

鳥類は45科223種が確認され、国内希少野生動植物種及び天然記念物であり環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧ⅠB類のオジロワシや国内希少野生動植物種及び天然記念物であり環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類のオオワシなどが含まれている。当該地域は、草原的生息環境が広大であることから、北海道で観察できる陸水性鳥類の大部分が生息しており、特に、ペンケ沼及びパンケ沼は、春秋に天然記念物で環境省が作成したレッドリストで準絶滅危惧に掲載されているマガンをはじめとするガン・カモ類などの渡り鳥の重要な中継地となっており、天然記念物で同絶滅危惧Ⅱ類のヒシクイ、コハクチョウの東アジア地域個体群の個体数1%を定期的に支えている。このうちヒシクイは、春秋の渡りの時期に最大で6,000羽余りが寄留する。

また、環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧ⅠBに掲載されているチュウヒの繁殖が鳥獣保護区の北部で観察されている。さらに同絶滅危惧ⅠA類のシマアオジが繁殖期に確認されている。近年は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に記載のタンチョウが確認されるようになった。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 別表参照

イ 獣類 別表参照

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域における、農林水産物被害防止のための有害鳥獣駆除の許可はない。周辺の牧草地では、エゾジカ、ガン・カモ類による農業被害が発生している。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|------|
| (1) 特別保護地区用制札 | 15 本 |
| (2) 案内板 | 1 基 |
| (3) その他（解説板） | 1 基 |

目	科	種または亜種	種の指定等
		○ オオタカ ツミ ハイタカ ケアシノスリ ノスリ	国内希少、NT NT
	ハヤブサ科	○ ハイロチュウヒ ○ チュウヒ シロハヤブサ ○ ハヤブサ チゴハヤブサ コチョウゲンボウ チョウゲンボウ	EN 国内希少、VU
【キジ目】	ライチョウ科	エゾライチョウ	DD
	キジ科	ウズラ	NT
【ツル目】	ツル科	タンチョウ ナベヅル アネハヅル	国内希少、VU、国特天 国際希少、VU
	クイナ科	クイナ ヒメクイナ ○ バン オオバン	
【チドリ目】	チドリ科	コチドリ イカルチドリ ムナグロ ダイゼン タゲリ	
	シギ科	トウネン ヒバリシギ ウズラシギ ハマシギ サルハマシギ コオバシギ エリマキシギ キリアイ ツルシギ アカアシシギ アオアシシギ コアオアシシギ クサシギ タカブシギ キアシシギ イソシギ ソリハシシギ オグロシギ ホウロクシギ チュウシャクシギ ヤマシギ タシギ ○ オオジシギ アオシギ コシギ	VU VU NT
	セイタカシギ科	セイタカシギ	VU
	カモメ科	○ ユリカモメ セグロカモメ オオセグロカモメ ワシカモメ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		シロカモメ カモメ ○ ウミネコ ハジロクロハラアジサシ アジサシ	
【ハト目】	ハト科	○ キジバト アオバト	
【カッコウ目】	カッコウ科	○ ジュウイチ カッコウ ツツドリ	
【フクロウ目】	フクロウ科	シロフクロウ トラフズク コミミズク オオコノハズク フクロウ	
【ヨタカ目】	ヨタカ科	ヨタカ	VU
【アマツバメ目】	アマツバメ科	ハリオアマツバメ アマツバメ	
【ブッポウソウ目】	カワセミ科	アカショウビン カワセミ	
	ヤツガシラ科	ヤツガシラ	
【キツツキ目】	キツツキ科	○ アリスイ ヤマゲラ クマゲラ ○ アカゲラ オオアカゲラ コアカゲラ ○ コゲラ	VU、国天
【スズメ目】	ヒバリ科	○ ヒバリ	
	ツバメ科	○ ショウドウトツバメ ツバメ コシアカツバメ イワツバメ	
	セキレイ科	○ ツメナガセキレイ ○ ハクセキレイ セグロセキレイ ビンズイ	
	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	
	モズ科	○ モズ アカモズ オオモズ	EN
	レンジャク科	キレンジャク ヒレンジャク	
	カワガラス科	カワガラス	
	ミソサザイ科	ミソサザイ	
	ツグミ科	コマドリ ノゴマ コルリ ルリビタキ ジョウビタキ ○ ノビタキ トラツグミ マミジロ クロツグミ ○ アカハラ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		マミチャジナイ	
		○ ツグミ	
	ウグイス科	ヤブサメ	
		○ ウグイス	
		エゾセンニュウ	
		シマセンニュウ	
		マキノセンニュウ	
		○ コヨシキリ	
		オオヨシキリ	
		メボソムシクイ	
		エゾムシクイ	
		○ センダイムシクイ	
		ククイタダキ	
	ヒタキ科	○ キビタキ	
		オオルリ	
		サメビタキ	
		エゾビタキ	
		コサメビタキ	
	エナガ科	○ エナガ	
	シジュウカラ科	○ ハシブトガラ	
		コガラ	
		○ ヒガラ	
		ヤマガラ	
		○ シジュウカラ	
	ゴジュウカラ科	○ ゴジュウカラ	
	キバシリ科	キバシリ	
	メジロ科	メジロ	
	ホオジロ科	シラガホオジロ	
		ホオジロ	
		○ ホオアカ	
		○ カシラダカ	
		ミヤマホオジロ	
		シマアオジ	CR
		○ アオジ	
		クロジ	
		○ オオジュリン	
		ツメナガホオジロ	
		ユキホオジロ	
	アトリ科	○ アトリ	
		○ カワラヒワ	
		マヒワ	
		ベニヒワ	
		ハギマシコ	
		オオマシコ	
		ギンザンマシコ	
		イスカ	
		○ ベニマシコ	
		ウソ	
		イカル	
		シメ	
	ハタオリドリ科	○ ニュウナイズメ	
		○ スズメ	
	ムクドリ科	コムクドリ	
		ムクドリ	
	カラス科	○ カケス	
		ホシガラス	

目	科	種または亜種	種の指定等
		○ ミヤマガラス	
		○ ハシボソガラス	
		○ ハシブトガラス	
		ミヤマガラス	
		ワタリガラス	
合計	15 目	45 科	223 種

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等	
【モグラ目】	トガリネズミ科	トウキョウトガリネズミ	VU	
		ヒメトガリネズミ		
		○ エゾトガリネズミ ○ オオアシトガリネズミ		
【コウモリ目】	ヒナコウモリ科	エゾホオヒゲコウモリ	EN	
		ウスリホオヒゲコウモリ		
		カグヤコウモリ		
		ウスリドーベントコウモリ		
		アブラコウモリ		
		ヒメホリカワコウモリ		
		ニホンウサギコウモリ		
		ニホンコテングコウモリ		
【ネコ目】	クマ科	ヒグマ	CR、国際希少、国特天	
	イヌ科	エゾタヌキ		
		○ キタキツネ		
	イタチ科	クロテン		VU
		イタチ		
		イイズナ		
		オコジョ ミンク カワウソ		
アシカ科	トド	VU		
アザラシ科	ワモンアザラシ			
【ウシ目】	シカ科	○ エゾジカ		
【ネズミ目】	リス科	エゾリス		
		○ シマリス		
		エゾモモンガ		
	ネズミ科	○ エゾヤチネズミ	NT	
		ミカドネズミ		
		ムクゲネズミ		
		ミヤマムクゲネズミ		
		○ エゾアカネズミ		
		ヒメネズミ		
		エゾヒメネズミ		
		○ ドブネズミ		
		ニホンドブネズミ		
		○ クマネズミ		
ニホンクマネズミ ハツカネズミ				
【ウサギ目】	ウサギ科	○ エゾユキウサギ		
合計	6 目	11 科	40 種	

(注)

1. 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、日本野生鳥獣目録（平成 14 年 7 月、環境省自然環境局 野生生物課）に拠った。
2. 種の指定等の要件は次のとおりである。
 - 国天：国指定天然記念物
 - 国特天：国指定特別天然記念物
 - レッドリスト（平成 18 年、環境省）（ア．鳥類）
 - レッドリスト（平成 19 年、環境省）（イ．獣類）
 - CR:絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧
 - DD:情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 - 国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 - 国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
3. ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第 7 条第 5 項第 1 号の規定により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。